

## 経緯

- 「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会（第1回）」において、基本指針検討作業班の設置が決定され、これまで作業を進めてきた。
- 宮田裕章構成員を作業班長、岡村智教構成員を副班長とし、具体的作業については事務局及び野村総合研究所（委託先）が行い、「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」の素案作成を進めた。
- 作業に関しては、随時ミーティングを行うとともに、下記のとおり有識者や関係団体の意見を聴取しながら行った。

## 作業班アドバイザーミーティングでの検討内容

開催日程・参加者	検討内容(概要)
第1回：10月23日 ・宮田班長 ・中山アドバイザー ・長島アドバイザー ・樋口アドバイザー ・山口アドバイザー ・山本アドバイザー ・関係省庁・関係団体	「留意事項」の初案に対し、各論点について主に次の様な指摘がアドバイザーや関係団体からあった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的：個人と公共に資するものの二つがある（個人のみではなく、広く関係者・社会に便益を返すものではないか）。</li> <li>・情報の性質等：本人が理解できる情報に限定せず、専門的な情報も含むべき（EHRとPHRの連携が重要ではないか）。</li> <li>・円滑な提供等：費用対効果等の観点から既存インフラを活用すべき。</li> <li>・適切な管理：保存期間を伸ばすべき（情報の性質等に応じ、適切な保存期間の設定が必要）。</li> <li>・適正かつ効果的な利活用：民間事業者の相互運用性の確保が重要。</li> </ul>
第2回：11月8日 ・宮田班長 ・岡村副班長 ・中山アドバイザー ・長島アドバイザー ・樋口アドバイザー ・山口アドバイザー ・関係省庁・関係団体	第1回アドバイザーミーティングの指摘を踏まえた「留意事項（案）」に対し、「PHRの想定される効果」や「PHRの基本的な考え方」、「我が国が目指すPHRの在り方と検討範囲」について討議し、上記論点については、アドバイザーからの次のような指摘があった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的：予防医療（発症予防・重症化予防等）についても言及すべき。</li> <li>・情報の性質等：個人が理解できる情報とは何か、定義や例などを示すべき。</li> <li>・円滑な提供等：既存インフラの活用について、提供情報に応じて各制度への影響や費用負担を踏まえ検討すべき。</li> <li>・適切な管理：利活用シーンに応じた適切な同意取得やセキュリティの在り方について検討すべき。</li> <li>・適正かつ効果的な利活用：民間PHR事業者のビジネスモデルの考え方は重要であり、整理すべき。</li> </ul>

上記作業を通じ、「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項（案）」を作成した。